

なかつた。格式ある神社寺院でない場合には、結構成彫物として裝飾が用いられなかつたのも、同様な身分相應の生活と言う觀念から割出されている。しかもこの手續では、請負大工と所屬組合の取締役の奥印のもとに、京都大工奉行中井小膳役所宛に提出され、二月餘りを要して認可を貰つてゐる。最後に、本村内の餘剩勞力を集めて商品的生産を行い、食料品加工業として知られるものに素麵製造がある。灘目水車の動力と村内小麥の生産を結合し、加うるに零細農の餘剩勞力を有すると言う生産條件に恵まれた本村に、このような家内工業の發達を見たのは偶然ではない。その起源は明らかではないが、寛政年間には既に存在していたことは事實である。「揖保の糸」で知られる播州龍野素麵の製造技術は、文化年間本村に出稼していた出稼人の手に依り持ちかえられたと傳えられている。

次に明治時代における田中村の竹雀素麵製造方法を掲げる。

間口五間奥行四間位の本造瓦葺の工場五箇所があり、原料としては村内及各地の小麥粉が用いられた。尙製品に粘力を與えるために相州産の小麥粉が加えられ、食鹽には讃岐の瀉元産が用いられた。用具としては次の如きものが準備される。

麵板、麵棒、担桶、節桶、立て桶、斗り桶、半切桶、掛臺、室箱、竹管、干機、竹箸、裁臺、鋸木、庖丁、把臺、把箱、油紙、藁筵、メートル檢溫器、煮沸釜

小麥粉一貫目に、食鹽二合三勺と海水を沸騰點まで煮沸し、冷却した上で砂漉にしたもの一升一合の割でこね合わせる。但し食鹽の分量は四季の溫度により増減があり、その加減は熟練した技術を必要とする。こね合せた小麥粉を麵板の上で踏み延ばし、麵棒をもつて扁平にし、庖丁をもつて太さ六寸ばかりの螺旋狀に切断して一條の紐とし、半切桶に入れる。この方法を繰り返して、一人當り五貫目ばかりを準備する。この際、竹雀素麵では香味ある植物性油數種を混合して造つた自家製祕傳の竹雀製麵油を塗抹する。それから油紙で桶を覆い、乾燥を避るため藁で覆う。五時間ばかり和熟させて後再び取出し、手で漸次太さ四分位になるまで引伸す。更に再び半切桶に入れ、油紙と藁筵で覆うこと前回同様である。和熟させること五時間ばかりで夜陰を待ち、夜中再び取出し、長さ七寸ばかりの竹管二本に交互に巻き付け、室箱の中に納める。翌朝に至つてこの竹管を干機に挿入し、漸次日光で充分乾燥させ、裁臺の上で切り、一把宛として箱に詰める。箱詰の容量には

一貫化粧箱、一貫五百目、三貫目、五貫目、十貫目(のし箱)の各種があつた。

龍野素麵が阪神地方の製麵技術を修得するに至つたのは、文化年間であると傳えられるが、**松田新七**はこれに先立つこと十年に創業し、従來行われていた澱素麵の製法に幾多の改良を加えた。これまでは、小麦粉のこね合せに井水を用いていたため、往々この中に含まれた鐵分が禍して、製品が純白でなかつた。比較的蒸溜水に近い海水を煮沸、使用して、この缺點を除くと共に、食鹽の補いとする一舉兩得の成果を得た。食鹽や水の分量は、従來單に、斗り桶と稱する小桶で計量したのであるが、熟練した職人でも、季節や溫度に應ずる用意がなかつた。これに對して鹽分の比重を計量すると同時に、寒暖計をもつて、氣候の寒温に應じて製法に加減をした。尙又製麵用油は、従來糠油と綿實油との混成油を使用していたが、多年の經驗から製麵に適する一種の植物性油を發明した。以上は單なる一例であるが、澱素麵の永い傳統の上に、貴重な技術上の改良を加えたことは、見逃せぬ功績である。販路に至つては、近くは大阪、神戸を始め、布哇、英國などへも輸出を見ていたと言う。明治三十四年では、製造量三萬貫、價格壹萬五千圓に及んだ。特に明治二十六年米國カリフォルニア世界博覽會において受賞し、明治三十三年には、佛國巴里萬國大

博覽會にも受賞したことは、本山村の名を高めたこととして、今なを古老の口にするのである。

(三) 商業

物資の生産が行われるようにならば、自己の勞力に多少の餘剩のある者は、その勞力をもつて餘剩の物資を生産し、これを自己に必要な他の物資と交換しようとする企てることは當然で、こゝに商業が発生する機會が生じる。

わが國古代の商業は、行商による場合が極めて稀で、一般には特定の場所に市を設け、そこで物資の交換を行うのが常であつた。律令の中にも、關市令が規定されて都における商行爲の不正が無いよう取締つてゐる。地方では、神社の祭日等に交通の要衝地點に市が設けられたようである。取引された物資は、食料、衣料をはじめ日用必需品全般にわたつてゐる。

中世の莊園時代においては、地方の莊園と中央の領主との連絡や、莊園年貢の輸送の必要上著しく相互の交通が發達し、ひいては國內各地の交通が盛んとなつた。このために市場における定期的取引以外の地方へ行商する者が現われて來た。更にこの時代の特徴は、大陸から良質の貨幣が輸入されて、貨幣を通して交換が行

商業の發生

古代の商業

關市令

中世の商業